

神奈川県情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第 25 条 附属機関の会議（法令等の規定により公開することができないとされているものを除く。）は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、実施機関が公開しないことを定めたとき又は当該附属機関が公開しないことを決定したときは、この限りでない。

- （1） 非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき。
- （2） 会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。